

令和2年10月30日

内閣府 地方創生推進事務局

## スーパーシティに関する地方公共団体の相談の受付について

令和2年10月30日の閣議において、「国家戦略特別区域基本方針」の一部変更が決定されました。これを受け、スーパーシティ構想の区域指定への応募を検討する地方公共団体からの個別のご相談を受け付けますので、ご希望の地方公共団体においては、下記を参考にお申し込みください。

### (1) 申し込み方法

別添『「スーパーシティ」構想 相談申し込み表』に必要事項を記載の上、内閣府地方創生推進事務局担当者までメールにて送付をお願いいたします。ご希望の相談方法を踏まえ、開催方法及び日程の調整をいたします。

### (2) ご相談事項の例

- ・ スーパーシティの基本的事項について
- ・ 区域指定基準について
- ・ 規制改革の提案について
- ・ 事業者の公募等について
- ・ データ連携基盤について
- ・ 支援措置について
- ・ 今後のスケジュール、手続きについて
- ・ その他

### <送付先・お問い合わせ先>

- ・ 内閣府 地方創生推進事務局（川崎・東宮）
- ・ 電話：03-5510-2463
- ・ メールアドレス：g.super-city.i9e@cao.go.jp